

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第1回衛生管理小委員会 議事要旨

1. 日 時：平成15年11月28日（金） 10:00～12:00

2. 場 所：農林水産省消費・安全局第3会議室

3. 議 事

○栗本衛生管理課長による開会の発言の後、中川消費・安全局長より、挨拶があった。
○臨時委員の互選により柏崎委員が小委員長に選出された。

○柏崎小委員長
事務局から、資料3～7の説明をお願いします。

○小倉課長補佐
(資料3説明)

○杉崎課長補佐
(資料4～7説明)

○柏崎小委員長
ここまでの説明について、何か質問ないか。

○酒井委員
HACCPの読み方は、エッチエーシーシーピーなのではなかったか。

○栗本衛生管理課長
当初そういった議論もあったが、最近では、ハシップあるいはハサップといった読み方が一般的のようだ。

○柏崎小委員長
発音のし易いものということでよいか。

○酒井委員
動管法の中にも産業動物の基準があったと思うが、本基準との関連はどうか。

○杉崎課長補佐
参考資料の78ページから掲載しているが、後に議論したい。

○梅原委員
来年3月までに作業を終えるのか。

○小倉課長補佐
法律上はいつまでとは言っていないが、なるべく早くやりたい。省令に規定する基準は膨大なものではないが、既存の通知を参考に施行通知のようなものも出したいと考えている。

○梅原委員

この場合は基準の検討がメインか。

○小倉課長補佐

そのとおり。ただ、指導のあり方についても意見を頂きたいと考えている。

○梅原委員

養鶏生産者の意見を代弁するつもりだが、現在懸案となっている問題として、鳥インフルエンザやQ熱があり、この基準だけで対応できるとは思えない。生産者の間にも様々な考え方があり、組織的にも検討する時間が欲しい。よく考えないと良いものがないのではないか。

○柏崎小委員長

この基準は一般の方からすると唐突な感が否めない。周囲の方にアナウンスする立場からすると、もう少しこの基準を作成することとなった背景を説明して欲しい。外国にはこうした基準は余りないと聞いているが。

○小倉課長補佐

外国ではこうした基準は一般的でなく、資料に添付しているドイツの例のみ。基準を作成することとなった背景としては、1つには病気の対策といっても基盤となるのは普段の衛生管理であるということ、2つ目はBSEの発生に伴う食の安全・安心についての議論の中で、これまで指導としてきた衛生管理の向上について、最低限の部分はきちんと守って頂こうということ。これは、消費者へのメッセージでもあると考えている。

○酒井委員

背景には家伝法と排せつ物法があるとのことであったが、飼料の関係やSPFの話もあるが、これらは盛り込まないのか。

○栗本衛生管理課長

排せつ物法は省令としての姿のモデル。視点はあくまで家伝法であり、安全・安心。

○林委員

この基準のターゲットは、今以上に疾病を増やさないということなのか、今ある疾病を減らすことなのか。また、疾病ごとに対応も違ってくる。ターゲットを明確にしないと、基準も違うものになってしまう。

○小倉課長補佐

疾病ごとの対策は別に作成する特定疾病防疫指針等で対応することとなる。この基準はそのための基盤と考えている。疾病ごとの対策はその上乘せであり、今ある病気を減らすこともまた上乘せと考える。

○林委員

罰則を伴う仕組みを設けるのはよいこと。過去の状況として、慢性疾病のほとんどは海外から侵入を許してきたもの。その意味でもとを絶つことを考えるべき。海外では、オーエスキー病、疥癬やヘモフィルスも相当追いつめており、これぐらいやっていると食の安全ということを消費者に説明していけない。

○矢野委員

導入家畜の異常はどのように判断するのか。異常があれば何でも罰則がかかるのでは、市場から家畜を出せなくなるのではないか。

○小倉課長補佐

そうした判断については、指導指針を出す必要があると考える。寒くて下痢をしたようなものはよいが、農場で下痢が続いているようであれば出荷を自粛するとか、証明書を添付するとかいったことが必要であろう。こうしたことまで省令に書く訳にはいかないが、指導指針で明確にしたい。

○天野委員

食の安全に絡んで食品安全法やと畜場法等が改正されているが、こうした観点から、記録について規定することも重要ではないか。

○小倉課長補佐

確かに記録も重要だろう。

○杉崎課長補佐

トレサ法が作られこの12月1日から施行になる。BSEの発生の際にも調査に入って記録がないことに難儀した。このため、飼安法でも記録の保存期間を8年に延ばした。

○柏崎小委員長

引き続き、資料8の説明をお願いしたい。

○杉崎課長補佐

(資料8、9説明) 今後、指導指針を作っていく上でのアドバイスも頂きたい。

○柏崎小委員長

基準案に沿って議論を進めたい。

○林委員

このぐらいのことはみんなやっているとされてしまう。消費者に安全な畜産物を届けることにはならないのではないか。

○小倉課長補佐

基準は最低ラインと考えている。これすらできない生産者もいるのが実態と考えているがどうか。

○齋藤委員

「清潔」ということを誰が見るかでずいぶん違う。自分たちが一生懸命やっても、一般消費者が実際にモニタリングしたらみんな引っかかるのではないか。

○天野委員

3点ほど。家伝法の枠組みの中でやるのなら、重要なのは、病気を入れない、出さない、拡大させないという3点で項目を規定するべき。既存の基準を参考に基準案を作成されたようだが、本来であればこれを白から考えて作るべき。作り出した基準が既存の基準に合わないならその基準を変えていくべき。また、BSE以降の法改正で盛り込まれてきたものは、同じように盛り込む必要がある。家保を取りまとめる立場から言えば、この基準で物理的な基準を設けるのは難しいと考える。ソフトを充実させるのが第一であろう。また、大事な

は記録をどう規定するか。省令に規定するのは難しいと思うが検討する必要がある。また、飼料の安全やへい死獣の問題がないが、消費者の視点からすれば、今後重要と考える。エンドファイトとか、生産者の意識によって防げる部分も大きい。

○柏崎小委員長

敷料も大切だろう。この基準を示すことによって、現状ではバラバラな現場の水準の一番低いところを底上げしないと全体のステータスが上がらない。これがリスク低減の上でも重要と思う。全体のランクアップという意味ではこの基準は有意義であると思う。

○酒井委員

やはりボトムアップが重要だろう。現場に浸透させる手法は別の話だが。家伝法がベースの基準ということだが、敷料、飼料や牛乳などの生産物の取扱いについてどこまで踏み込むかが重要。あと、動物の密度についても考える必要がある。

○矢野委員

餌とか管理の問題は他に規定されているものではなくて、ここに規定するべきというものなのか。記録はやった方がよいが、実際には難しいか。

○小倉課長補佐

省令に規定できるかは、法令担当との相談になるが、他の法令にあることを規定することも無理ではないだろう。

○杉崎課長補佐

検討させて頂くが、省令に書くのは難しいかも知れない。指導通知には規定できるだろう。

○小倉課長補佐

密度の話も重要と考えるが。

○柏崎小委員長

密飼いしない方が望ましいが、生産はあくまで経済行為。いかに密度を上げて安全性を確保しながら効率的にやっていくかが生産者の努力になる。その折り合いを付けていくのが肝心なところで、基準に書き込むのは難しいのではないか。

○酒井委員

「適正な密度」といった規定になるのではないか。「適正」とは、健康を維持できる密度ということだろう。

○天野委員

手指の消毒と規定されているが、言葉的に具体的すぎるのではないか。

○小倉課長補佐

病気が出ている時と、通常の飼養では違いがあるだろう。畜種ごとにも違いがあるだろう。

○矢野委員

確かに畜種の違いがあると思う。

○杉崎課長補佐

畜種ごとに異なる基準が必要な場合は、書き分けて加えることも可能と考えている。

○林委員

この基準案に追加するということか。

○杉崎課長補佐

そのとおり。

○柏崎小委員長

イからハまでは消毒の話。家畜飼養なら、家畜、飼料、飲水、飼養者がきれいならよいということなので、まとめて書けるのではないか。ホのワクチンの話は獣医師の役割ではないのか。

○小倉課長補佐

接種するのは当然獣医師。

○柏崎小委員長

それでは、獣医師の指導不足ということではないか。

○小倉課長補佐

プログラムに沿ってきちんと接種することにしようという趣旨。

○柏崎小委員長

読み方によっては、国が接種中止に持っていこうとしている豚コレラワクチンの接種を推奨しているかのように都合の良い解釈をする者が出かねないのではないか。

○山本係長

アルボの発生の際に地域での接種を推進する必要があるようなケースを想定したもの。

○柏崎小委員長

接種しなければ罰則がかかるということか。

○山本係長

法に則って、指導、勧告を可能にしたいという意味。どうしても従わない場合に限って罰則ということになるがほとんど想定していない。

○酒井委員

ト（知識の習得の規定）にも予防に関する規定があるので、それで読めるということでしょうか。

○小倉課長補佐

獣医師の指示に従い予防に努めるべきといった規定にした方がよいか。

○柏崎小委員長

それにしてもニ（診療を受ける規定）の規定に含まれるだろう。

○梅原委員

ホの（予防液の）規定で、鶏の生産者が関心があるのは、鳥インフルエンザ。万一発生すれば養鶏はおしまい。殺処分で防げるのかといった議論はある。ワクチンを接種する仕組みは重要であろう。

○丹菊専門官

鳥インフルエンザ防疫マニュアルで、既に発生時のワクチン接種を規定している。

○山本係長

また、家畜伝染病発生時のワクチン接種はまん延防止措置として既に法に規定されており、従わなければ罰則がかかる。

○梅原委員

それなら基準案にはいらんではないか。

○小倉課長補佐

緊急疾病でない通常の疾病を想定して設けているもの。

○柏崎小委員長

食の安全・安心が基準作成の動機なら、ワクチン接種は関係ない。むしろ抗菌剤の方が重要ではないか。

○山本係長

基準はあくまで家畜の伝染性疾患の発生予防が目的で、その意味でワクチンを盛り込んだもの。

○柏崎小委員長

抗菌剤も予防目的で使用されるので、同じこと。へに導入時の規定があるが、オランダの口蹄疫発生例でも重要な役割を担ったのは導入ではなく家畜の移動である。移動についての規定として読めるようにして欲しい。特に、ブリーダーに対し厳しく対応しないと、導入する生産者の側では家畜の健康状態の把握は難しい。家畜の販売者に厳守させるべき。この基準の議論は、1日2日では終わりそうもない。

○栗本衛生管理課長

少し話が戻るが、動物薬は疾患の予防には使用されないことになっている。また、二の中にホが含まれるのではないかという意見については、二はあくまで異常が認められる場合ということなので含まれないのではないか。異常がある場合のみ獣医師の関与を規定するのは、不十分かも知れない。

○梅原委員

確かに、昔と違って、正常でも獣医師に相談するようになっている。

○柏崎小委員長

昔は獣医師は火消し役と言われてきたが、今は違う。林さんの農場にも定期的に獣医師が来ているはず。

○林委員

専門獣医師の関与を促す規定を設けるのがよいのではないか。生産者は上手にやるやり方を知らない。安定生産のために普段から獣医師の関与を促すのも大事だろう。予防液も上手

に使うことが大事で、そのためにも獣医師の関与が重要。

○梅原委員

うちの養鶏では、定期的に獣医師に血液を送って検査を受けている。病気は予防するのが前提。それでも、牛の世界では共済にも入らないし、何かあった時だけ獣医師を呼ぶのが常識。

○林委員

獣医師の関与は、診療というより、むしろ助言になっている。

○小倉課長補佐

酪農では獣医師にお任せというところだろう。

○梅原委員

牛乳も工場だけではいいものできない。衛生管理もプログラムに沿ってやっていく必要がある。この基準案に書いてあるのは、「あたりまえ」のこと。

○矢野委員

原点である食の安全・安心の観点から衛生は大事だが、飼料や管理のエキスパートということも重要なファクターになるだろう。飼養衛生ということ考えると必ず出てくる要素だ。

○天野委員

最後に一言。生産履歴は静岡県内ではお茶でよく進んでいる。畜産から出た問題なのに畜産でむしろ立ち後れているようだ。この問題を推進するにはこういう機会がよいのではないかと考えている。記録については、薬も飼料も努力目標に留まっていて、指導するにも限界があり、規定が難しいのは分かるが、是非盛り込むべき。

○柏崎小委員長

本日は活発な意見をいただき感謝。結論めいたことはいえないが、個々の基準について加えるべきものとして、生産記録という意見があった。これを含めて事務局で検討願いたい。他にまとめに入れるべきことがあれば発言願いたい。

(特になし)

○柏崎小委員長

では、今後のスケジュールについて事務局から説明願いたい。

○杉崎課長補佐

来週末までに御意見があれば連絡頂きたい。本日欠席された委員からも意見を伺うこととする。指導指針についても併せて意見を頂きたい。

○栗本衛生管理課長

本日はありがとうございました。

以上